

茨木市人権三島地域協議会 会則

(名称)

第 1 条 本会は、茨木市人権三島地域協議会と称す。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター（茨木市総持寺 2 丁目 5 番 36 号）内に置く

(目的)

第 3 条 本会は、財団法人大阪府人権協会及び茨木市人権センターと連携し、その指導と支援を受け、大阪府及び茨木市における同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に協力し、差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 同和問題の解決のための施策をはじめ人権施策の推進に関して、行政機関及び関係機関との整理及び協力並びに連携に関すること。
- (2) 自立支援及び人権擁護についての相談並びにこれらの相談活動を通じた地域住民の実態及び府市に対する行政ニーズの把握に関すること。
- (3) 地域住民の自立支援のための行政施策の普及及び定着に関すること。
- (4) 同和問題解決のための住民間の交流及び協働の促進に関すること。
- (5) 地域における人権意識の高揚を図るための学習活動及び人材養成に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(構成)

第 5 条 本会は、本会の趣旨・目的に賛同する同和問題解決のための施策をはじめ人権施策の推進に関係し協力する地域の確固たる組織（以下、会員組織という）を会員として構成する。

(協議員)

第 6 条 協議員は会員組織より別に定める定数に基づき選出する。

- 2 協議員会の議を経て、本会が事業を行う地域における同和問題をはじめとする人権問題に精通した者を協議員に委嘱することができる。

(役員)

第 7 条 本会に、次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	若干名
事 務 局 長	1 名
事 務 局 次 長	1 名
会 計	1 名
監 査	2 名

(役員を選出)

第 8 条 本会の役員は、協議員会において協議員の互選より選出する。

(役員職務)

第 9 条 本会の役員は、次に定める職務を執行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の定めた順位によりその職務を代理し、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の業務を処理し、事務局を掌理する。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。
- (5) 会計は、本会の会計を司る。
- (6) 監査は、本会の業務及び経理を監査し、役員会及び協議員会に報告する。
また他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の任期)

第 10 条 役員及び協議員等の任期は 1 年とする。但し、再任することを妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 11 条 役員に、役員として相応しくない行為があったときは、協議員会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第 12 条 役員は、すべて無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問・参与・相談役及び参事)

第 13 条 本会に顧問・参与・相談役及び参事をおくことができる。

- 2 顧問・参与・相談役及び参事は、関係機関の役職員及び地域内精通者並びに学識経験者のなかから協議員会の決定により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、本会の運営方針その他に関して会長の諮問に応じ、または会長に助言する。
- 4 相談役は、本会の重要事項に関して会長の諮問に応じ相談または調停をおこなう。
- 5 参事は、本会の会務に参画する。

(会議)

第 14 条 会議は協議員会及び役員会とする。

- 2 協議員会及び役員会は、会長が必要に応じ随時招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。但し、協議員会及び役員会の各々 3 分の 1 以上の者より開催の請求があるときは、会長がこれを招集しなければならない。

- 3 協議員会は年1回以上開催するものとする。但し、開催が不可能な場合は書面による審議ができるものとする。

(協議員会)

第15条 協議員会は、役員及び協議員をもって構成する。

2 協議員会は、本会の最高の意志決定機関であって、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を審議し決定する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 会則の規定及び改廃に関すること。
- (5) 資産及び財産の処分に関すること。
- (6) 本会の運営に関する重要な事項。
- (7) その他、協議員会に諮ることが適当と認められる事項で会長において必要と認めたもの。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び監査をもって構成する。ただし、会長が必要と認めたときは、関係者を会議に出席させることができる。

2 役員会は、次の事項を審議し議決する。また、議決した事項は協議員会に対して責任を負う。

- (1) 会則に基づく細則の制定及び改廃に関する事項。
- (2) 緊急重要たる会務に関する事項。
- (3) 協議員会に付議すべき事項。
- (4) その他、協議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(議 決)

第17条 協議員会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 議決にあたっては、当該議決について特別の利害関係を有する協議委員及び役員を除いてうで行う。

(議事録)

第18条 協議委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 協議委員総数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及び議決の結果

(会 計)

第19条 本会の資産は、会費、助成金、寄付金、事業収入及びその他の収入によるものとし経費の支弁は資産をもって行う。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するために事務局を設置し、必要な職員をおく。

2 事務局に関する規定は、役員会の議決を経て別に定める。

(会則の改正)

第22条 本会の会則は、協議員会において協議員会構成員の3分の2以上の承認がなければ改正することができない。

(補 則)

第23条 この会則に定めのあるもののほか必要な事項は、協議員会の議決を経て会長が別に定める。

附則 この会則は、1983年9月12日から実施する。

附則 この会則は、1984年6月20日から実施する。

附則 この会則は、1986年6月24日から実施する。

附則 この会則は、1999年7月 2日から実施する。

附則 この会則は、2002年4月 1日より施行する。

附則 この会則は、2021年4月17日より施行する。

茨木市人権三島地域協議会 内部規程

- 第1章 倫理に関すること
- 第2章 コンプライアンスに関すること
- 第3章 リスク管理に関すること
- 第4章 利益相反防止に関すること
- 第5章 情報公開に関すること
- 第6章 内部通報者保護に関すること
- 第7章 文書管理に関すること
- 第8章 経理に関すること
- 第9章 事務局に関すること
- 第10章 職員の給与等に関すること

(目的)

第1条 この内規は、茨木市人権三島地域協議会会則に基づき、当会の運営に関して必要な事項を定める。

第1章 倫理に関すること

(基本的人権の尊重)

第2条 茨木市人権三島地域協議会（以下「当会」という。）は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令遵守)

第3条 当会は、関連法令及び当会の会則、その他の規程を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当会は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 役員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条 当会は、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、開示しなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 当会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 当会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第2章 コンプライアンスに関すること

(基本方針)

第9条 当会の役員は、法令、会則及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第10条 当会のコンプライアンスにかかわる責任者を副会長とする。

(対応)

第11条 責任者は、違反事案の発生時には、外部委員の参画したコンプライアンス委員会を開催し、原因究明、関係者に対する再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

第3章 リスク管理に関すること

(リスク発生時の対応)

第12条 当会の不祥事の発生、当会に関する誤った情報の流布、財政の悪化、当会内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生など具体的リスクの発生時には、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応をおこなう。

(緊急事態の対応方針及び手順)

第13条 当会の事業所等に自然災害や事故、感染症、犯罪などの緊急事態の発生を認知した役員は、生命及び身体の安全を最優先するとともに、事務局長又は事務局次長に通報し、通報を受けたものは会長に報告及び必要に応じ関係行政機関に連絡するとともに、事故の再発防止を図る。

第4章 利益相反防止に関すること

第14条 当会の役員は、当会以外の団体等の役職を兼ねる場合には、事務局長に申告するものとする。

- 2 当会役員は、助成事業等を行うにあたり、助成先団体の代表者又はこれに準ずるものに就いてはいけない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、事務局長に申告する。
- 3 当会役員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。
- 4 当会役員は、利益相反防止のため、役員に対して「利益相反に該当する事項」について自己申告するとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じる。

第15条 当会役員は、原則として助成団体関係者から金銭、物品、不動産の贈与、供応接、その他の利益供与を受けることを行ってはならない。なお、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合は、事前に事務局長に申告するものとする。

第5章 情報公開に関すること

第16条 当会は、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第17条 当会は、次の書類について、主たる事務所への備え置き、情報の公開を行うものとする。

- (1) 会則
- (2) 事業計画、事業予算
- (3) 事業報告、決算報告
- (4) 協議委員会の議事録

第6章 内部通報者保護に関すること

(通報等)

第18条 この会又は役員の不正行為が生じ、又は生じるおそれがある場合、役員は、次に定めるヘルプラインの窓口へ通報、申告又は相談（通報等）をすることができる。

- (1) コンプライアンス責任者(副会長)
- (2) 事務局長
- (3) 外部委員

(通報者等への不利益処分の禁止)

第19条 通報等を行った者及び協力した役員若しくは当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役員は、不利益を受けることがないよう保護の対象となる。

第7章 文書管理に関すること

(決裁手続き)

第20条 文書の起案は、役員が起案し会長の決裁を受けるものとする。

2 起案文書は、「伺書」の様式を用いて決裁手続を執るものとする。

(整理及び保管)

第21条 当会の文書の整理及び保管は、原則として事務局において行う。

(保存期間)

第22条 当会文書の保存期間は、次の文書保存期間による。

保存期間	文書の種類
永久	会則・規程等に関する文書・重要な報告書・役員名簿
10年	計算書類等(決算書、予算書)

第8章 経理に関すること

(会計処理の原則)

第23条 効率かつ適正な会計処理を行い、税法上必要な場合は、税務申告を行う。

2 必要があるときには会計区分を設けるものとする。

(経理責任者)

第24条 経理についての責任者は会計とする。

(予算科目及び帳簿)

第25条 予算科目は別に定める項目とし、会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金出納帳

(金銭の出納保管)

第26条 金銭の出納は、会計が行い、月次出納報告を事務局長に行う。

(収支予算)

第27条 年度予算案を、協議委員総会において会計が提案する。

(決算)

第28条 年度決算報告は、監事監査を経て協議委員総会において会計が報告する

第9章 事務局に関すること

第29条 当会の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図らなければならない。

第30条 事務局は事務局長・事務局次長が、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

第31条 事務に関する事項は、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、会長若しくは副会長の決裁を経なければならない。

第10章 職員の給与等に関すること

第32条 職員の給与支払いが生じた際は、基本給、手当、賞与等を定め、給与の計算方法及び支払方法を示したうえで、職員に支払う。

附則 この会則は、2021年4月17日より施行する。